

特定協同組合等の法人事業税率		税率(%)					
		令和元年10月1日以後に開始する事業年度		平成26年10月1日から令和元年9月30日までに開始する事業年度		平成20年10月1日から平成26年9月30日までに開始する事業年度	
		不均一課税適用法人の税率(標準税率)	超過税率	不均一課税適用法人の税率(標準税率)	超過税率	不均一課税適用法人の税率(標準税率)	超過税率
適用法人 軽減税率	年400万円以下の所得	3.5	3.75	3.4	3.65	2.7	2.95
	年400万円超を超え10億円以下の所得	4.9	5.23	4.6	4.93	3.6	3.93
	年10億円を超える所得	(5.7)	6.095	(5.5)	5.9	(4.3)	4.695
不適用法人 軽減税率	年10億円以下の所得	4.9	5.23	4.6	4.93	3.6	3.93
	年10億円を超える所得	(5.7)	6.095	(5.5)	5.9	(4.3)	4.695

(注) ()内の税率は、東京都での適用はありませんが、特別法人事業税又は地方法人特別税の基準法人所得割額の計算に用います。